

介護報酬改定に伴う運営規程等について（お願い）

令和6年4月1日からの、介護報酬改定に伴う運営規程等の取り扱いについて、下記のとおりといたします。

記

1. 運営規程等について

各事業所の運営規程等に定める利用料については、介護報酬改定に伴い、変更が必要です。各事業所において変更をお願いします。

通常、運営規程の内容を変更する場合は、変更届の提出を行う必要がありますが、今回の介護報酬改定のみの変更については、変更届の提出は必要ありません。（ただし、令和6年4月1日付の指定更新予定の事業所は変更後の料金表のみご提出ください。）

変更届の提出の必要はありませんが、利用者・家族に対する周知等は必要となりますので、
できるだけ文書によって、丁寧に説明を行っていただき、同意を得てください（説明時に使用した書面や同意にかかる記録は、事業所及び利用者双方で別途保管をお願いします。）。

2. サービスコード表（CSVデータ版）について

令和6年4月中に昭島市ホームページ（<https://www.city.akishima.lg.jp/>）に掲載予定となっております。掲載しましたらケア俱楽部にてお知らせいたします。

3. 「処遇改善計画書」及び「加算算定に係る体制等に関する届出書」について

処遇改善加算に係る計画書は令和6年4月15日までにご提出をお願いいたします。

また、加算算定に係る体制等に関する届出書について、未提出又は変更がある場合、4月、5月分は令和6年4月15日まで、6月以降分は令和6年5月15日までにご提出をお願いいたします。

なお、提出が遅くなる場合は事前に昭島市までご相談をお願いします。

【問い合わせ】

昭島市保健福祉部介護福祉課地域包括ケア推進係

TEL042-544-5111 内線 2148・2149